

○厚生労働省告示第六号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条第一項第一号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条第1項
第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第4条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血圧の測定の結果、収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上であること

○厚生労働省告示第七号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第4条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血清トリグリセライド（中性脂肪）の量が150mg/dl以上又は高比重リポたん蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量が40mg/dl未満であること

○厚生労働省告示第八号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年一月十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第4条第1項
第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第4条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

血糖検査の結果、空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.2%以上であること